

ブラックロック日本小型株オープン

追加型投信／国内／株式

BlackRock®

投資信託説明書(交付目論見書) 2025年12月13日

※本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。



- ブラックロック日本小型株オープン(以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。)の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2025年12月12日に関東財務局長に提出しており、2025年12月13日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)については、委託会社のホームページにて閲覧いただけます。また、投資信託説明書(請求目論見書)は、ご請求に応じて販売会社を通じて交付いたします。なお、ご請求いただいた場合には、その旨をご自身で記録をしておいてください。
- 当ファンドの投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。
- 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されております。

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型投信	国内	株式	その他資産 (投資信託証券(株式))	年2回	日本	ファミリー ファンド

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(www.toushin.or.jp/)にてご覧いただけます。

委託会社(ファンドの運用の指図を行う者)	
ブラックロック・ジャパン株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第375号 設立年月日:1988年3月11日 資本金:31億2,000万円 運用する投資信託財産の合計純資産総額:14兆2,520億円(2025年9月末現在) <当ファンドの詳細情報の照会先> 当ファンドの詳細情報については、以下にお問い合わせください。 電話番号:03-6703-4300(受付時間 営業日の9:00~17:00) ホームページアドレス: www.blackrock.com/jp/	
受託会社(ファンドの財産の保管および管理を行う者)	
三菱UFJ信託銀行株式会社	

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。NM1225U-5056776-1/12

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行います。

ファンドの特色

1

ファンドは、日本小型株マザーファンド受益証券を通じて、主にわが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式に投資します。

2

当ファンドは、Russell/Nomura Mid-Small Cap Index(配当込み)をベンチマーク*とします。

※ Russell/Nomura Mid-Small Cap Index(配当込み)はRUSSELL/NOMURA日本株インデックスの投資スタイルのひとつで、フランク・ラッセル・カンパニーと野村證券株式会社が作成している株式の指数です。当該指数に関する一切の知的財産権その他の権利はフランク・ラッセル・カンパニーと野村證券株式会社に帰属しております。また、フランク・ラッセル・カンパニーと野村證券株式会社は、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

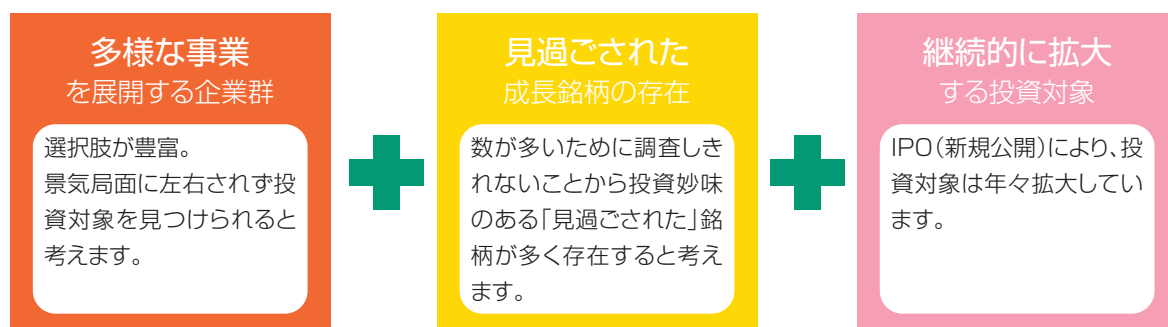
* ベンチマークとは、ファンドの運用を行うに当たって、運用成果を評価する際に用いる基準指標です。

3

株式への投資にあたっては、小型株を中心に企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して選定した銘柄に分散投資します。

当ファンドは以下の考え方に基づいて運用を行います。

中小型株式の特徴



当ファンドの投資哲学

変化は投資機会の源泉と考えます。

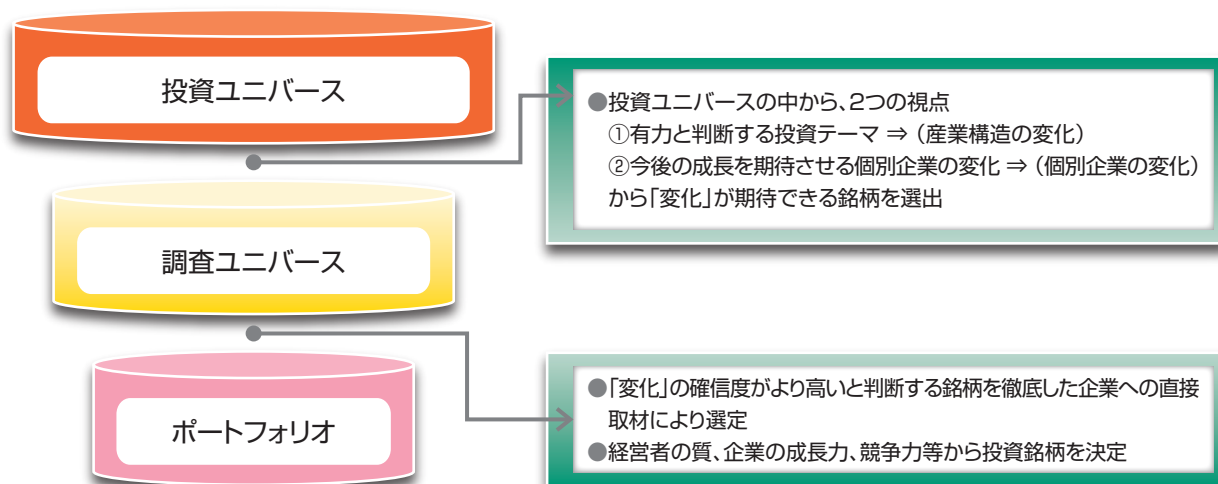
産業構造や個別企業の変化に着目し、将来の業績成長の可能性を市場に先んじて捉えることで、超過収益の獲得を可能にできると考えます。

日本中小型株式市場には大きな非効率性が存在していると考えます。トップダウンによるテーマ・アプローチと、綿密なファンダメンタル調査に基づいたボトムアップの銘柄選択を融合させることにより、超過収益の獲得を目指します。当運用ではビジネス環境の変化を捉えるためにテーマ・アプローチを、企業の変化を捉えるために個別銘柄アプローチを採用しています。

運用体制・運用プロセス

- ブラックロック・グループの海外拠点の運用チームとの情報交換等を通じて世界的なトレンドを捉えます。
- 投資ユニバースの中から、2つの視点、①産業構造の変化、②個別企業の変化、から「変化」が期待できる銘柄を選出します。
- 企業訪問等の独自のリサーチ活動を行います。経営者の資質、企業の成長力、競争力等に目し、個別銘柄を選択します。
- 分散されたポートフォリオの構築を目指します。

運用プロセス(イメージ図)



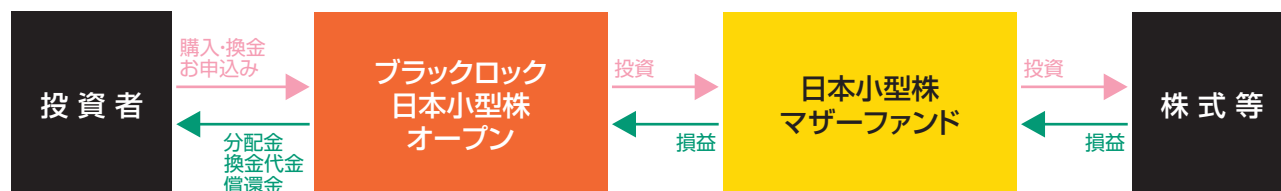
※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
※ファンドの運用体制等は、変更となる場合があります。

ファンドの仕組み

当ファンドは、日本小型株マザーファンドをマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用します。

<ベビーファンド>

<マザーファンド>



主な投資制限

- 株式以外の資産(他の投資信託受益証券を通じて投資する部分も含みます。)への投資は、原則として信託財産総額の50%未満とします。
- 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

分配方針

年2回の毎決算時(3月15日、9月15日。休業日の場合は翌営業日)に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買損益(評価損益も含みます。)等の全額とすることができます。
- 分配金額は委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きによる影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

■国内株式投資のリスク

当ファンドおよびマザーファンドは、日本国内に本拠を置く企業の普通株式を主要投資対象とします。したがって、国内の経済および市場動向または組入株式の発行会社の経営・財務状況に応じて組入株式の株価および配当金の変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■中小型株式投資のリスク

当ファンドおよびマザーファンドは、株式市場の平均に比べ株式時価総額の小さな企業が発行する株式を中心に投資します。これらの株式の価格は、株式市場の平均に比べて結果としてより大きく値上がり、または値下がりする可能性があり、これら株価の変動に応じて、当ファンドの運用成果に影響を与えます。これは比較的規模の小さい企業は大規模の企業に比べ収益の変動が大きくなる傾向があることに加え、株式市場における需給関係の変動の影響を受けやすいためです。

■デリバティブ取引のリスク

当ファンドおよびマザーファンドは、先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利等の変動による影響から当ファンドおよびマザーファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

その他の留意点

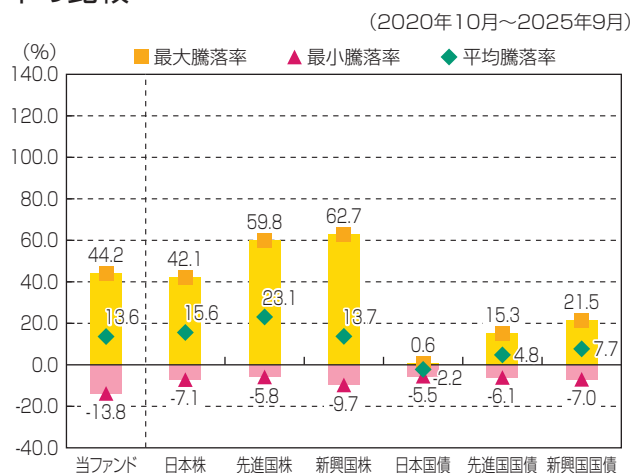
- ◆当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ◆流動性リスクに関する事項
当ファンドが保有する資産の市場環境等の状況により、保有有価証券の流動性が低下し、投資者からの換金請求に制約がかかる等のリスク（流動性リスク）があります。当ファンドにおいて流動性リスクが顕在化すると考えられる状況は以下の通りです。
 - ・経済全体または個別企業の業績の影響により、株価変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、株式市場動向が不安定になった場合※金融商品取引所等における取引の停止時、決済機能の停止時または大口の換金請求については、換金請求に制限がかかる場合があります。
- ◆収益分配金に関する留意点
 - ・分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - ・分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - ・投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※上記グラフは、過去5年間の各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

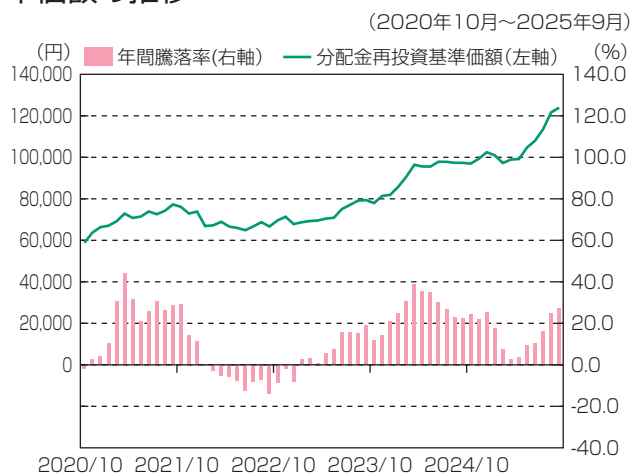
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの指数

- 日本株…………… 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
- 先進国株………… MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株………… MSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円ベース)
- 日本国債………… NOMURA-BPI国債
- 先進国国債… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国国債… J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※上記グラフは、過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額の1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<各指数について>

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有する我が国を代表する指数です。東証株価指数(TOPIX) (配当込み)の指数値および東証株価指数(TOPIX) (配当込み)に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX) (配当込み)に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数(TOPIX) (配当込み)に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数(TOPIX) (配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

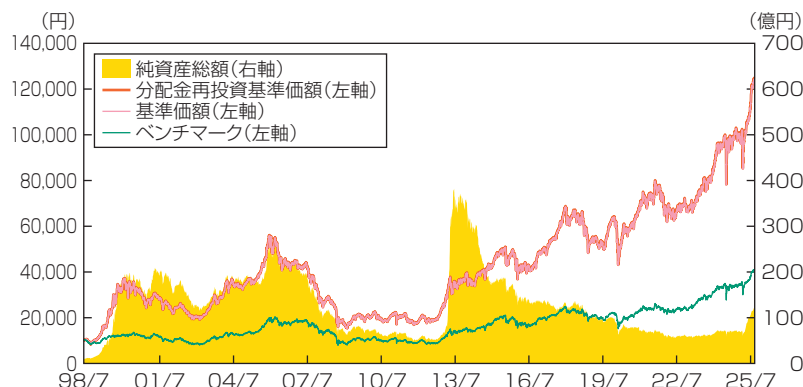
MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円ベース)は新興国の株式を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数に関する知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

基準価額・純資産の推移



※ 基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。
 ※ 分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして算出しています。

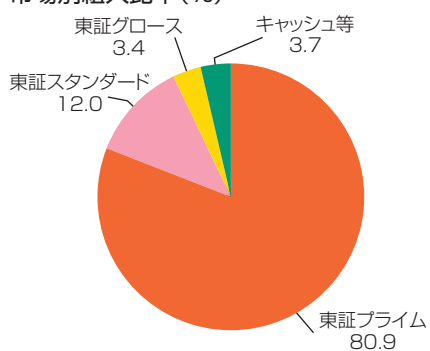
分配の推移

設定来累計		110円
第50期	2023年9月	0円
第51期	2024年3月	0円
第52期	2024年9月	0円
第53期	2025年3月	0円
第54期	2025年9月	0円

※ 分配金は税引前、1万口当たり

主要な資産の状況

市場別組入比率(%)*



組入上位10銘柄(%)

	銘柄	業種	比率
1	五洋建設	建設業	2.4
2	熊谷組	建設業	1.9
3	エーザイ	医薬品	1.7
4	キャノンマーケティングJPN	卸売業	1.6
5	山九	陸運業	1.6
6	南海電鉄	陸運業	1.6
7	日本電気	電気機器	1.6
8	ジェイテクト	機械	1.5
9	長谷工コーポレーション	建設業	1.5
10	セイノーホールディングス	陸運業	1.5

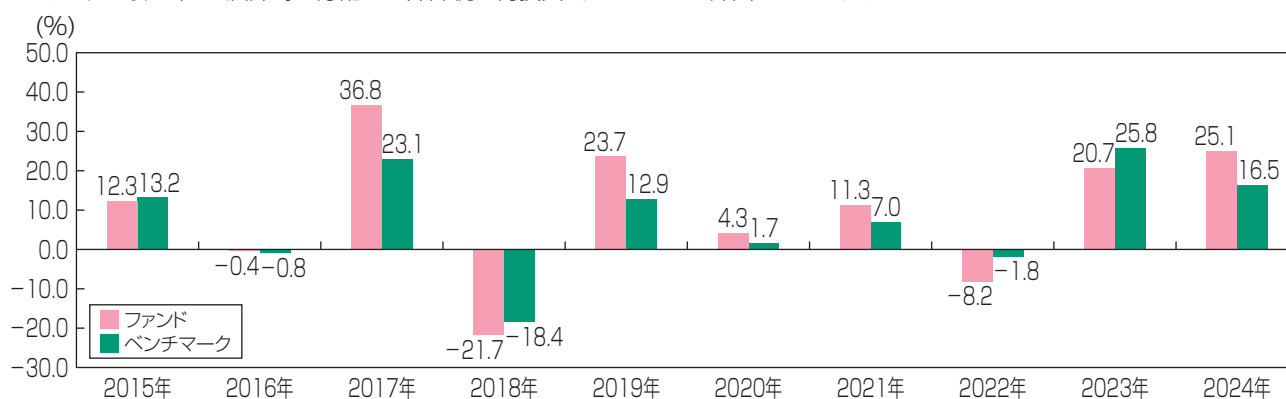
組入上位10業種(%)

	業種	比率
1	化学	9.3
2	小売業	8.6
3	不動産業	6.6
4	輸送用機器	6.5
5	電気機器	6.3
6	情報・通信業	6.2
7	陸運業	5.9
8	銀行業	5.8
9	建設業	5.8
10	機械	5.7

*市場別組入比率の数字は四捨五入の関係で合計が100にならない場合があります。また、非上場には新規上場予定銘柄(IPO)を含みます。
 ※当ファンドのマザーファンドの運用状況です。比率はマザーファンドの純資産総額に対する割合です。

年間収益率の推移

※ 直近10年間の年間収益率の推移です。
 ※ ファンドの収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして算出しています。



※ 2022年6月11日に、ベンチマークを「Russell/Nomura Mid-Small Cap Index」より「Russell/Nomura Mid-Small Cap Index(配当込み)」に変更しました。このため、ベンチマークのデータは、設定時から2022年6月10日までの期間は「Russell/Nomura Mid-Small Cap Index」の指数値に基づき、2022年6月11日以降は「Russell/Nomura Mid-Small Cap Index(配当込み)」の指数値に基づき記載しています。
 ※ 運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。
 ※ ベンチマークはあくまでも参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
 ※ ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	1万円以上1円単位 販売会社によって上記と異なる購入単位を別に定める場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入受付日の基準価額
購入代金	販売会社が定める日までにお支払いください。
換金単位	1口以上1口単位 販売会社によって上記と異なる換金単位を別に定める場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金受付日の基準価額
換金代金	換金代金は原則として、換金受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに受付けたものを当日のお申込みとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2025年12月13日から2026年6月12日まで ※期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	大口の換金の申込には制限があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の受付を中止・取消しする場合があります。
信託期間	無期限(設定日:1998年7月1日)
繰上償還	当ファンドは換金によりファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等には、信託期間の途中でも信託を終了(繰上償還)させる場合があります。
決算日	3月15日および9月15日(ただし休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に収益分配方針に基づき分配します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。 収益分配金は税引後、全額自動的に再投資されます。
信託金の限度額	信託金の限度額は1,000億円とします。 ※当ファンドの運用戦略に適した運用規模・運用効率を勘案し、市場環境や資金流入の動向に応じて信託金の限度額を下回る段階で購入申込の受付を停止させていただく場合があります。
公告	投資者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎決算時および償還時に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、ご購入いただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいた方法にて知れている受益者にお届けいたします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除の適用対象です。益金不算入の適用はありません。

ファンドの費用・税金

■ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用			(各費用の詳細)	
購入時手数料	購入受付日の基準価額に 3.30% (税抜3.00%)を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額。詳細は販売会社にお問い合わせください。		購入時の商品説明、販売に関する事務手続き等の対価	
信託財産留保額	ありません。		—	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			(各費用の詳細)	
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対して 年1.793% (税抜1.63%)の率を乗じて得た額 ※運用管理費用(信託報酬)は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。		運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率	
	運用管理費用 の配分	(委託会社)	年0.858% (税抜0.78%)	ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等の対価
		(販売会社)	年0.825% (税抜0.75%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
		(受託会社)	年0.110% (税抜0.10%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
その他の費用・手数料	ファンドの諸経費、売買委託手数料等について、その都度、ファンドから支払われます。 ※その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。		・ファンドの諸経費:信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息等 ・売買委託手数料:組入有価証券の売買の際に発生する手数料	

※当該手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

※購入時手数料、運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用・手数料は、消費税および地方消費税に相当する金額を含みます。

■ 税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および 地方税	配当所得として課税されます。 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および 地方税	譲渡所得として課税されます。 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となり、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2025年9月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2025年3月18日から2025年9月16日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.79%	1.79%	0.00%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)です。
※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

Memo

